面接指導対象医師一覧等記入要領

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査を効率的に実施するため、以下の要領にてご記入ください。ご不明な点等については、保健所までお問い合わせください。

I 面談指導対象医師一覧(様式3-1) について

病院又は診療所の管理者は、医療法第 108 条第 1 項に基づき、時間外・休日労働時間 (以下「超勤時間」という。)が月 100 時間以上となることが見込まれる医師(以下「面接指導対象医師」という。)に対し、面接指導を実施する必要があります。

- ※ 病院又は診療所の管理者及び診療を直接の目的とする業務を行わない医師(産業 医、健診センター等)は面接指導の対象外です。
- 1. 直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が100時間以上となった医師(面接指導対象医師)の一覧を様式3-1により記載すること。
- 2. 「超勤時間」には月別の「時間外・休日労働時間」に記載すること。 〔留意事項〕
 - ① 面接指導対象医師について、病院又は診療所の管理者が面接指導の結果に基づき 作成した「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(参考様式)を用意すること。 なお、病院又は診療所の管理者は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に、 面接指導実施医師の意見を踏まえた措置の要否や措置内容を記載すること。
 - 面接指導対象医師について、医療法第 108 条第 5 項の規定に基づき病院又は診療 所の管理者が必要と認めるときは適切な措置を講じなければならない。
 - 面接指導対象医師のうち超勤時間が月 155 時間を超えた医師について、医療法第 108 条第 6 項の規定により病院又は診療所の管理者は労働時間短縮のため必要な 措置を講じなければならない。
 - ② 面談指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講習を修了していることを確認するため「修了証書」を用意すること。
 - ③ 労働基準監督署長による宿日直許可を取得している場合には、「許可書の写し」を 用意すること。

Ⅱ特定対象医師一覧(様式3−2)について

医療法第 123 条第 1 項及び医療法施行規則第 110 条第 1 項に基づく特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバル及び代償休息を確保する必要があります。

1. 特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が 1年について超勤時間が960時間を超えることが見込まれる者について、様式3-2 により一覧表を記載すること。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

		石块 比	導結果 ・	· 而按·	烂 诸雪	自体区	斩 音 目				
		<u> 田7女7日</u>	等和不	四1女:	日等ラ			I			
面接指導対象医師氏名					-	所	属				
						生生	平月 日		年	月	日
勤務の状況 (労働時間、労働時間 以外の項目)											
睡眠負債の状況	(低) 0 (特記	1 事項)	2	3	(高)	(本人幸	とと・睡眠評	価表)			
疲労の蓄積の状態	(低) 0 (特記事	項)	2	3	(高)	(労働和	者の疲労蓄利	責度自己認	诊断チェッ	クリス	F)
その他の心身の状況											
本人への指導内容	及び管	理者~	の意見	(複数	数選技	7 可・	該当項目	の左に	○をつり	ける)	
	就業上	の措置は	不要です	=							
			況への対 関 ・				で囲む) 連携 ・	その他	也(特記事	事項へ言	己載)
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	、況への対 面談を	•	' '	,	で囲む) ・ その	他(特訂	己事項へ言	己載)	
(特記事項)											
面接実施年月日						年	月		月		
面接指導実施医師	(F	斤属)					(氏名) ¾	《署名等			
面接指導実 面接指導実 基づく措置									意見に		

面接指導実施医師意見に基づく	措置内容(管理者及び事業者が記載)
※時間外・休日労働が月 155 時間を超えた面接指導対象医師に	は労働時間短縮のための措置が必要です。
(管理者)	(年月日)

	確認欄	(署名等)	※面接指導実施医師から提出を受けた医療機関で記載してください。				
医療機関名							
(管理者)				(事業者)			